

障害者控除について

1. 障害者控除について

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が税法上の障害者に当てはまる場合に受けることができる所得控除のことです。

参考

納税者本人が障害者の場合受けられる控除

	所得税	住民税
障害者控除	27 万円	26 万円
特別障害者控除	40 万円	30 万円

障害者を扶養している親族が受けられる控除

	所得税	住民税
障害者控除	27 万円	26 万円
特別障害者控除	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	75 万円	53 万円

障害者控除の対象となる人の範囲は、所得税法、地方税法によって定められていますが、障害者手帳を持っていなくても、**65 歳以上の人で知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人**は、同じように控除を受けることができます。

長泉町でも下記のとおり申請を受け付けており、認定者に交付する「障害者控除対象者認定書」を申告の際に添付することで障害者控除を受けることができます。

2. 申請方法

場所：長泉町役場長寿介護課

受付時期：申告の対象となる年が明けた1月以降

認定方法：基準日（12月31日）における主治医意見書を参照し、介護度と日常生活自立度によって認定

基準日が定められているため、区分変更によって介護度や日常生活自立度が変わった場合も**基準日時点の情報で認定**されます。また、**基準日以前に要介護認定の有効期間が切れている方は対象となりません**。

なお、亡くなられた方は死亡日が**基準日**となります。

3. 住民税の課税状況により影響してくる制度について

- ・介護保険料
 - ・負担限度額認定
 - ・高額介護サービス費
 - ・各種高齢者福祉サービス
 - ・その他福祉サービス
- 等

【注意】

注意1：障害者手帳を所持している方は**手帳が優先**されます。

注意2：**65歳以上の方が対象**です。第2号被保険者は認定されません。

注意3：市町村により、認定基準は異なります。

注意4：税金の控除であって本人の所得や収入が減るわけではありません。

住民税課税の被保険者が控除を受けることで非課税になれば上記制度に影響を与えます。

注意5：もともと非課税の人は、控除されません。